

## いせや株式会社による商標権に基づく 差止等請求控訴に対する当社勝訴に関するお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

お好み焼みっちゃん総本店を運営する株式会社 ISE 広島育ち（本社：広島県広島市佐伯区／代表取締役社長 上川 学〈二代目 井畝 満夫〉）（以下、「当社」といいます）は、去る令和5年3月22日付けで、広島県広島市所在の株式会社いせや（以下、「いせや」）より、広島地方裁判所において訴訟の提起を受けておりました（広島地裁令和5年（ワ）第297号事件、以下「本件訴訟」といいます）。

訴訟提起の内容は、いせやが取得した「みっちゃん」の商標権に基づき、当社が運営する広島市内の一部店舗及び当社が株式会社TRIPLETS様とのフランチャイズ事業として展開する東京都内の店舗におきまして、「みっちゃん」の商標を使用してはならないとする差止めと、損害賠償として金銭の支払いを求めるものでした。

まず、令和7年5月12日付けで、広島地方裁判所において、いせやの請求は権利の濫用にあたるとして、いせやの請求をすべて棄却する旨の判決がなされ（当社の全面勝訴）、これに対しいせやは、広島高等裁判所に控訴を提起して（広島高裁令和7年（ネ）第182号事件）、さらに争っておりました。

今般、令和8年1月30日付けで、広島高等裁判所において、いせやの控訴をいずれも棄却する旨の判決がなされ、これに対する上告の提起はありませんでしたので、当社の全面勝訴が確定し、当社による「みっちゃん」商標の使用が認められることとなりましたので、ご報告いたします。

上記地方裁判所判決、高等裁判所判決においては、「みっちゃん」の名称は当社の創業者である「井畝満夫」の名前に由来すること、当社が「みっちゃん」の商標に係る信用の構築に大きく寄与していることなどを適切に認定していただいております。

今後も、広島のお好み焼きのさらなる発展に向け、当社が営業する「みっちゃん総本店」は広島のお好み焼を全国にお届けできるよう邁進してまいります。

今後につきましても、当社は知的財産権を適切に管理し、必要に応じて正当な権利を主張し、法律に則り正当かつ適切な措置を講じてまいりますので、皆様におかれましては、当社の提供する『お好み焼』をご愛顧いただきたく、当社のご支援ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

<本件に関する報道関係の方のお問合せ先>

株式会社 ISE 広島育ち 企画事業本部 担当：馬場

TEL：082-208-1968 / FAX：082-208-1961 / MAIL：y\_baba@okonomi.co.jp

（営業時間：平日8：30～17：30）／当日連絡先：080-9796-4144（馬場携帯）